

令和 2 年 6 月 12 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03354

研究課題名（和文）立法及び裁判手続における立法事実の活用に関する研究

研究課題名（英文）On effective use of legislative facts in legislatures and courts

研究代表者

土井 真一（DOI, Masakazu）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：70243003

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、第1に、アメリカ合衆国、イギリス、フランス及びドイツにおいて、立法手続、裁判手続の双方で、立法事実がどのように収集、活用されているのかについて、実務や学説の状況を調査研究した。これにより、両手続において立法事実が果たす意義及び役割について、各国における共通性と独自性を明らかにした。

第2に、こうした比較法的考察を踏まえた上で、わが国の近時の最高裁判例が多用する、立法事実の変遷論について、従来の学説も踏まえつつ、批判的に再検討し、立法事実の概念の整理を行い、違憲審査基準論や裁量論における立法事実の用い方の異同等を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1960年代に、アメリカ合衆国における立法事実論がわが国に紹介され、基本的な概念自体は共有されたものの、その具体的な内容の検討や、わが国独自の立法事実論の深化・発展は進んでこなかった。一方で、最高裁は、近時、立法事実の変遷を理由とする法令の違憲判断を重ねており、学術的な検討が求められていた。このような状況下で、アメリカにおける近時の議論の発展、イギリスにおけるアメリカとは異なる展開、大陸法における類似事象についての理論と実践の具体的な検討を踏まえ、わが国の最高裁における立法事実の活用のありようを明らかにした本研究の学術的意義は大きく、法の支配の深化につながるという意味で社会的意義も大きい。

研究成果の概要（英文）：The first objective of our project is to study how legislative facts are presented before, and used by, legislatures and courts in the United States of America, the United Kingdom, France and Germany. Our comprehensive research on the legislative and judicial practices as well as academic theories revealed similarities and differences in significance and roles that legislative facts have in these countries. Our second end is to reexamine theories of legislative facts in Japan, based on the above comparative law research, especially focusing on the rhetoric of 'changing legislative facts' that the Japanese Supreme Court has often used in recent years. This reexamination led us to the conclusion that the Court had referred to legislative facts on different levels and in different ways, according to the contexts of cases and the methods of judicial review it adopted.

研究分野：憲法学

キーワード：立法事実の活用 amicus curiae 立法過程 憲法訴訟

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始前の研究状況

わが国の憲法学では、「立法事実」を「法律を制定する場合の基礎を形成し、それを支えている背景となる社会的・経済的事実」(芦部信喜「合憲性推定の原則と立法事実の司法審査」同『憲法訴訟の理論』(有斐閣、1973年)117、152頁(初出1963年))と定義するのが一般的である。このように定義される「立法事実」は、i)議会・政府により立法手続を経て顕出される場合と、ii)裁判所により裁判手続を経て顕出される場合とに区別され、前者と後者の不一致は裁判所における違憲判断につながり、両者の関係性がひいては立法の「質」の向上につながると論じられてきた。そして、両者の相違点として、少なくとも、1)顕出手続、2)顕出資料、3)顕出の基準時といった事項が指摘されてきた。さらに、より厳密には、4)立法手続を経て顕出される「立法事実」は、将来予測が含まれるという点において、裁判手続を経て顕出される「立法事実」と異なると指摘されるとともに、5)国籍法違憲判決(最大判平成20年6月4日民集62巻6号1367頁)等の諸判例の評価に際し、裁判所により裁判手続を経て顕出される「立法事実」につき、規範的にあるべき事実を前提として認定されるべきか、統計資料等によって客観的に認定されるべきかという問いが、改めて問われていた。

(2) 開始時に認識されていた本研究の意義

以上のような「立法事実」に関する研究は、立法・裁判実務のあり方を論ずる実践的な研究主題であり、その重要性が強く指摘されてきたものの、本格的にこれに取り組む研究は少なかった。研究代表者である土井は、日本における法の支配の確立、深化について研究を進めてきたが、このような状況を踏まえて、立法事実の立法手続、裁判手続双方における、立法事実の活用のある方を問い直すことは、憲法裁判を通じた実効的な権利保障、法の支配の実現と、そもそもその土台を形成する妥当な立法の実現にあたって重要な意義を持つことから、それぞれ異なる比較法研究を行っている、若手研究者の協力を得て、充実した比較法的検討も踏まえながら、我が国における立法事実論の再構成を目論んだものである。

2. 研究の目的

「1. 研究開始当初の背景」においても少し触れたように、立法・裁判実務において重要な意義を有する「立法事実」に関わる諸問題について、具体的な国名をあげれば、アメリカ合衆国(以下「アメリカ」という)、イギリス、ドイツ及びフランスとの比較法的考察を行いつつ、i)議会・政府により立法手続を経て顕出される場合と ii)裁判所により裁判手続を経て顕出される場合とを区別して、それぞれの場合に妥当すべき準則や望ましい法制度及び運用等について、理論的・実践的な観点から総合的な考察を行う。これによって、わが国の憲法学において必ずしも議論が活発でなかった論点を含めて「立法事実論」の全体像を解明し、それを通じて、わが国の立法実務における立法の「質」や裁判実務における違憲審査の説得力を高める道筋を示し、我が国における法の支配の確立、あるいは深化を目的とした。

3. 研究の方法

(1) 全体的特徴・遂行方法

本研究の方法の特徴は、わが国と米英独仏との多国間比較法の手法を用いることである。研究代表者土井が全体を総括しつつ、わが国における立法事実論のあり方について、各国に関する研究成果をふまえて分析し、最高裁判例の再定位を中心に、概念整理を行うことになった。このような研究体制を可能とするため、京都・東京において、年2回の研究打ち合わせ及び研究会を開催し、問題意識や各自の得た知見の共有を確かなものとした。このほか、個別に随時緊密な連絡も取り合った。また、この全体会合のうち2回は立法及び行政の実務関係者から知見を獲得しつつ理論的な立場から対話を行うものとしたほか、最終年度の第2回全体会合は、外部にも公開されたミニシンポジウムとし、研究の総括と成果の学界への還元を図った。

(2) 個別の比較法研究のありよう

研究分担者の比較法等の分担については、まず、岸野がアメリカを担当し、当地の近時の有力学説による整理の確認、検討を中心に、立法事実論が日本に伝来した後の、「母国」における立法事実論の展開を具体的に追った。当該研究課題に取り組む以前よりアメリカの立法事実論に取り組んできた御幸は、アメリカの検討について岸野と連携しつつ、我が国と同様アメリカの立法事実論が伝播し、独自の発展を遂げたとされるイギリスにおける立法事実論を分析した。奥村は、フランスにおける、立法・裁判両手続における立法事実の顕出について検討を行なったが、とりわけ、後半期は、立法過程における影響評価制度という具体的な制度に焦点を当てて研究を深化させた。山田は、ドイツにおける憲法裁判における立法事実の顕出が持つ理論的意義を中心に研究を進めた。もう少し敷衍すれば、山田の従来の研究領域についてドイツの論者が展開する、民主的法定立の仕組みが確立していない国際裁判において、amicus curiaeの導入が、裁判による法定立を民主的に正統化する可能性を指摘する議論などにも示唆を受けつつ、当事者対立構造がとられず、準立法的、あるいは政治的な性格も持つ憲法裁判の民主的正統化の手法として、参加や意見陳述を再評価する可能性を探った。比較法に際しては、各国の判例や学説などの文献調査が中心となった(この手法は、日本についての研究についても妥当する)が、各国の研究者や立法府や憲法裁判の現場の実務担当者を現地に訪ねて、実情や学術的分析について調査を行った。

4. 研究成果

(1) 比較法研究の成果

これまでも重ねて述べてきたように、本研究は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツとの比較法研究と、これを総括する形で我が国における検討の深化を行なってきた。そこで、まずは、比較各国について、それぞれの比較法研究の成果をまとめておくこととする。

アメリカ

アメリカは、立法事実論の母国であり、当地における研究の蓄積もさることながら、最初期の芦部信喜博士によるものをはじめとする我が国における、アメリカの研究の紹介、分析も一定程度積み重ねられてきたところである。岸野は、そこで、特に Allison Larsen 及びその周辺の論文に注目して研究を進め、近時の研究動向を把握しつつ、判例の分析も行なった。

このような分析の結果、とりわけ司法過程における立法事実の認定については、裁判所と立法府の制度上の特性と両者の関係性を十分に視野に入れなければならない、争点の性質や立法府の事実認定過程の性質などによって、裁判所による敬讓の程度に幾つかのバリエーションがあり、これに着目すべきことを指摘した。また、アミカス等の手段により立法事実に関わる情報が多く裁判所に持ち込まれる現代において、当事者主義とのかかわりで、裁判所が立法事実の認定をどのように、どの程度詳しく行うべきかについても検討すべきことを明らかにした。すなわち、アメリカの議論を踏まえた場合、立法・裁判手続に関する形式的、手続的な問題にとどまらず、権力分立構造を十分に踏まえた分析が必要であるという示唆を、我が国において研究を深化させる場合に対するものも含めて、与えてくれている。

イギリス

イギリスでは伝統的に法と事実（立法事実含む）を峻別するアプローチ（the law-is-the-law approach）が採られており、アメリカとは議論状況が異なっていた。しかし、イギリスにおいても、特に 1998 年人権法（Human Rights Act 1998）制定後に立法事実への注目が高まり、人権が問題となる訴訟では third party intervention を通じて立法事実が裁判所に提供される例も増加したことが明らかとなった。

御幸は、以上のようなイギリスの裁判所における立法事実の活用を活性化させた third party intervention の制度・歴史・運用について整理・分析したうえで、（ア）後発組のイギリスの裁判所において立法事実が活用されつつある背景には憲法訴訟の役割を「紛争解決」ではなく「法宣言」とする見解が優位になってきていることや、（イ）立法事実の認定についての事後的な検証を可能とする仕組みがあることは、日本の憲法訴訟の現状を批判的に検討する視点として重要であることを明確にした。

フランス

奥村は、フランス同様に内閣府の制度を採用する、ベネルクス諸国をも視野に入れる形で、フランスにおける内閣府における立法審査のありようを、立体的に考察するとともに、2008 年の事後審査制度導入以後、新たな展開・発展を見せるフランスの違憲審査との関係にも目を配りながら、立法手続における影響調査制度という具体的な制度にとりわけ焦点を当てる形で研究を行った。この研究の結果、第一に、影響調査制度というものが、（ア）内閣提出法律案にのみ存在するものであるという点において不十分なものであること、さらに、（イ）与党によって主導される実務上の議事運営のあり方が議会による影響調査統制を不十分なものとしていることを明らかにした。第二に、憲法院による統制に目を移しても、憲法院の立法手続面に関する議会に対する敬讓的な態度により、影響評価に対する実質的な審査というものはほとんど行われていないことも解明した。

本研究による、こうした収穫は、我が国における立法事実の収集・活用にとって直接的な示唆を与えるものではないかもしれない。しかし、各憲法機関の機能分化、相互関係も広く視野に入れなければ、立法事実の収集、評価、活用に関わる制度の実際的な機能を考えることはできず、よって、新たな制度の設計も困難となることを示唆している。

ドイツ

山田は、特に立法事実の憲法裁判における活用に関心を当てて研究を進めたが、ドイツの憲法裁判は、実態はともかく、少なくとも形式的には当事者対審構造は採用されていない。これに関して、関係官庁の「参加」や「意見陳述」には、実質的な反対当事者の役割を代替する面があるほか、違憲判決には法律同様の効力が生じるし、政治的な判断を行うことも多いことを踏まえると、参加や意見陳述を活用して、広く公論を憲法裁判手続に取り込むことで、憲法裁判の過程、判断に民主的な正統性を与える余地がある。このような方向性は、ドイツの代表的な憲法裁判法の教科書でも示唆されている上、ドイツの国際法研究者に見られる、amicus curiae 制度導入による、国際裁判の民主的正統化論にもつながるものがある。

ただし、本来の amicus curiae 制度が当事者主義と採用するアメリカ法で発展してきたものであり、amicus curiae 制度の当事者主義における位置づけなど、アメリカ法の再検討が必要なものであり、本研究ではあくまで仮説、課題の提示に止まった。もっとも、当事者主義との関係

を踏まえるべきことは、岸野のアメリカ法研究とも接続されるものであり、米・独双方の憲法訴訟、憲法裁判論に影響を受ける我が国における研究深化にとって、一定の意義が認められる。

まとめ

以上の通り、各国の制度が多様なことも手伝い、比較法研究の内容・成果は多様なものとなったが、いずれの研究も、各憲法機関の機能を踏まえつつ、憲法機関相互の関係性に留意することの必要性を示すものとなっている。

(2) 我が国における立法事実の活用論の再整理と展望

各国の立法事実論の議論状況に関して研究分担者が行った調査を踏まえて、土井は、我が国の最高裁判例及び学説において立法事実論がどのような展開をみせているかを検討した。特に、近時の最高裁判例において、時代の変化とともに憲法判断に変更が生じている場合、それが憲法解釈に変化をもたらしているのか、法律の合理性を支える事実に変化が生じているのかを分析した。そして、違憲審査において、様々な政治的、経済的及び社会的事実が、法律の定める規制や措置の合理性を評価するために用いられるだけでなく、憲法解釈の変更を基礎づける事実として用いられることを明らかにし、立法事実の概念を整理した。また、憲法判断の変更が、立法事実の変化に基づくものとされる判例の中には、違憲審査基準論や裁量論など判断の枠組み自体の変化の兆しが見受けられるものがあり、そうした判例においては、目的の認定や手段の審査等に違いが見られ、それに応じて立法事実の用い方に異同が生じるのではないかとの知見を得るに至った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 山田哲史	4. 巻 90巻5号
2. 論文標題 グローバルな法形成への国会の関与	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 38 - 43頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山田哲史	4. 巻 26
2. 論文標題 本質性理論再考 - 法律による捜査活動規制論の準備作業として -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 107 - 143頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山田哲史	4. 巻 68巻3・4号
2. 論文標題 「権利ドグマティック」の可能性：基本権侵害を理由とする法律による規律の要求の意義と限界	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 740 - 689頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山田哲史	4. 巻 32号
2. 論文標題 グローバル化時代における『憲法』の概念	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸法学年報	6. 最初と最後の頁 257 - 270頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24546/81011184	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 岸野薫	4. 巻 2018 - 1号
2. 論文標題 最高裁におけるアミカスブリーフの現在	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 65 - 68頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 御幸聖樹	4. 巻 766号
2. 論文標題 紛争をめぐる政治部門と裁判所	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 50 - 53頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 御幸聖樹	4. 巻 2018 - 1号
2. 論文標題 NLRB v. SW General, Inc., 137 S. Ct. 929 (2017) 合衆国公務員の一定の職に欠員が生じた場合に上院の承認なしに大統領が任命できる臨時代理について、その資格者を限定する連邦法の条項の解釈が争われた事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 108 - 114頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 90巻9号
2. 論文標題 フランスにおけるテロ対策強化の諸問題 「永続的例外事態」と「緊急事態の一般化」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 122 - 127頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 77号
2. 論文標題 フランスの緊急事態法律と「緊急事態一般化法律」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 駒澤大学法学部研究紀要	6. 最初と最後の頁 29 - 61頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岸野薫	4. 巻 21
2. 論文標題 税関職員による無令状での郵便物検査と憲法35条	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学セミナー増刊速報判例解説 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 13-16頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山田哲史	4. 巻 752
2. 論文標題 GPS捜査と憲法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 28-32頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀・山本龍彦・山田哲史・緑大輔・稲谷龍彦	4. 巻 90-1
2. 論文標題 座談会 強制・任意・プライバシー [続] - GPS捜査大法院判決を読む、そしてその先へ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 54-83頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 2017年春
2. 論文標題 フランスにおけるテロ対策と緊急事態「法」の現況	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 41-48頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 1518
2. 論文標題 地方議会における発言取消命令と司法審査	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 10-11頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 1件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Satoshi YAMADA(山田哲史)
2. 発表標題 Constitution in the Era of Globalization
3. 学会等名 Kobe University Graduate School of Law International Workshop (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 御幸聖樹
2. 発表標題 紛争をめぐる政治部門と裁判所 (ミニシンポジウム 「『諫早湾干拓紛争』の諸問題 法学と政治学からの分析」の一部)
3. 学会等名 日本法社会学会2018年度学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 御幸聖樹
2. 発表標題 放送法64条1項による受信契約の強制について、憲法13、21、29条に反しない等とした判決
3. 学会等名 東北大学公法判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 御幸聖樹
2. 発表標題 法律の授權規定の白紙委任該当性判断につき、授權規定の文言のみならず、授權規定の立法趣旨や授權法律の関連規定等から委任の趣旨を導出した判決
3. 学会等名 東北大学公法判例研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計12件

1. 著者名 毛利 透、須賀 博志、中山 茂樹、片桐 直人（土井真一、岸野薫、奥村公輔、御幸聖樹、山田哲史ほか著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 912頁
3. 書名 比較憲法学の現状と展望	

1. 著者名 土井 真一編著、松本 哲治、大林 啓吾、奥村 公輔、白水 隆、山田 哲史著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 286頁
3. 書名 憲法適合的解釈の比較研究	

1. 著者名 曾我部 真裕、横山 真紀、岸野 薫、堀口 悟郎、山田 哲史、高田 倫子著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 254頁
3. 書名 スタディ憲法	

1. 著者名 大林啓吾、柴田憲司編（御幸聖樹、山田哲史ほか著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 414頁
3. 書名 憲法判例のエニグマ	

1. 著者名 阪口正二郎、愛敬浩二、青井未帆編著（奥村公輔ほか著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 248頁
3. 書名 憲法改正をよく考える	

1. 著者名 山中倫太郎編（奥村公輔ほか著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 防衛大学校先端学術推進機構グローバルセキュリティセンター	5. 総ページ数 116頁
3. 書名 軍隊の活動に関する国内法的規律の形態に関する比較調査 憲法および法律の規律を中心とした欧米7カ国調査	

1. 著者名 穴戸常寿・林知更編（土井真一・山田哲史ほか著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 299頁
3. 書名 総点検 日本国憲法の70年	

1. 著者名 横大道聡編（御幸聖樹・山田哲史ほか著）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 301頁
3. 書名 憲法判例の射程	

1. 著者名 大沢秀介・大林啓吾編（御幸聖樹ほか著）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 486頁
3. 書名 憲法事例演習	

1. 著者名 大林啓吾・溜箭将之編（御幸聖樹ほか著）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 400頁
3. 書名 ロバーツコートの立憲主義	

1. 著者名 片桐直人・岡田順太・松尾陽編（奥村公輔・御幸聖樹・山田哲史ほか著）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 244頁
3. 書名 別冊法学セミナー新・総合特集シリーズ8 憲法のこれから	

1. 著者名 木下昌彦編集代表（御幸聖樹・山田哲史ほか編著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 669頁
3. 書名 精読憲法判例	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	岸野 薫 (KISHINO Kaori) (70432408)	香川大学・法学部・准教授 (16201)	
研究分担者	奥村 公輔 (OKUMURA Kousuke) (40551495)	成城大学・法学部・准教授 (32630)	
研究分担者	御幸 聖樹 (MIYUKI Masaki) (20634009)	横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・准教授 (12701)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	山田 哲史 (YAMADA Satoshi) (50634010)	岡山大学・社会文化科学研究科・准教授 (15301)	